

## ◎一般質問

○議長（山本浩平君） 本日から一般質問を予定しております。一般質問の通告の締め切りにおいて9名の議員から15項目の通告が出されておりましたが、2番、吉田和子議員から一般質問の取り下げの申し出があり、議長においてこれを許可いたしましたので、8名、13項目の通告により一般質問を行います。

一般質問される議員及び町側の答弁にお願いをいたします。一般質問については一問一答方式で実施しております。一問一答方式ということをご理解いただき、簡潔な質問に心がけていただきますとともに、町側の答弁においても簡潔明瞭にされるよう議長から特にお願いを申し上げます。

日程第5、これより一般質問に入ります。

本日の一般質問は、3名の質問を予定しております。2番、吉田和子議員の一般質問の取り下げにより、あすの予定であった4番、大淵紀夫議員の一般質問を本日の日程としておりますので、ご承知おきください。

通告順に従って発言を許可いたします。

---

### ◇ 前 田 博 之 君

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員、登壇願います。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 13番、前田です。まず、教育にまつわる故事を引用してから始めたいと思います。米百俵の故事であります。明治初期に長岡藩は財政が窮乏し、この窮乏を見かねて救援のため米百俵が送られてきました。藩の指導者は、「百俵の米も、食べばたちまちなくなるが、教育に充てればあすの一万、百万俵となる」として、この米百俵の売却金によって学校を開設いたしました。後に多くの人材を育て輩出することになりました。町の財政再建、教育を考えたとき、米百俵の精神こそ今の白老に必要と思えてなりません。そこで、教育振興について6項目質問いたします。

1項目め、いじめについて伺います。①、過去5年間のいじめ、校内暴力、不登校の件数、児童生徒数と実態について。②、いじめ等を学校が知った方法と取り組み。③、いじめ防止対策推進法の内容と基本方針について。④、法に基づいて教育委員会、学校が担うべき役割と体制づくり及び実効性の担保について。

2項目め、萩野・白老地区の学校支援地域本部事業について伺います。①、町としての独自性、各地区でそれぞれ取り組まれている活動内容、状況、地域団体やPTA等既存の組織との連携、組織体制について。②、コーディネーターの位置づけと役割について。

3項目め、萩野・白老地区ふれあい地域塾の組織、活動内容及び児童生徒の参加数について伺います。

4項目め、しらおい教師塾の趣旨、目的、講師の陣容、講座の内容と時間数、受講対象範囲と定数等について伺います。

5 項目め、25年度実施全国学力・学習状況調査（全国学力テスト）について伺います。①、学力テストの結果と分析及び白老町の特性と課題、そして、対策について。②、学習状況調査の分析及び白老の特性と課題、そして、対策について。③、学力を向上させる町独自の取り組みについて。④、学校別成績の公表の考えについて。

6 項目め、学校給食費等について伺います。①、24年度、25年度の学校及び給食センターで実施している食に関する指導の取り組み実態について。②、小学校の現行給食と未納状況について。③、給食費改定と消費税率改定への対応についてであります。

○議長（山本浩平君） 古俣教育長。

〔教育長 古俣博之君登壇〕

○教育長（古俣博之君） 教育振興についてのご質問であります。

1 項目めのいじめについてであります。1 点目の過去5年間のいじめ等の児童生徒数と実態についてであります。初めに、学校が認知したいじめの件数は、平成21年度44件、22年度37件、23年度15件、24年度14件、25年度は11月末時点で認知件数はありません。これらについては、いずれも学校の指導によりいじめは解消しております。

次に、校内暴力の件数は、21年度11件、22年度10件、23年度1件、24年度1件、25年度は11月末時点で報告はありません。この内訳は器物損壊11件、生徒間暴力10件等となっています。

最後に、不登校の児童生徒数は、21年度32名、22年度20名、23年度25名、24年度25名、25年度は11月末時点で16名となっています。いずれも家庭の事情、心因性並びに怠学傾向による欠席となっています。

2 点目のいじめ等を学校が知った方法と取り組みについてであります。各学校においてはいじめの問題の認識を正しく持ち、子供の内面に思いをはせ、指導できる教員の資質向上や、いじめの情報を共有できる校内の体制整備を進めるとともに、教員の日常的な観察を初め定期的ないじめアンケートや生活状況調査、教育相談等の実施、学校便りや相談カードの配布等を通じた保護者への周知など早期発見に努めています。また、いじめの疑いがある問題が生じた場合には、事実関係を明らかにした上で、児童生徒への指導はもちろん保護者へも説明を行うなど、学校全体でスピード感を持って解決を図るよう、保護者や教育委員会等との連携のもと問題解決に取り組んでおります。

3 点目のいじめ防止対策推進法の内容と基本方針についてであります。この法律は23年度に起こった大津市のいじめ事件を契機に、いじめの問題は安全・安心な社会をいかにしてつくるかという学校を含めた社会全体の国民的な課題として、社会総がかりでいじめ問題に対峙するため制定された法律であります。法ではいじめ防止等の基本理念や対策の基本となる事項を示しており、国、地方公共団体、学校の設置者、学校及び学校の教職員、保護者の責務等を明らかにするほか、国及び学校にいじめ防止基本方針を義務づけ、地方公共団体には策定に努めるよう求めています。

4 点目の教育委員会、学校が担うべき役割と体制づくり、実効性についてであります。いじめ防止等のために、地方公共団体においては、地域の実情に応じた地域基本方針の策定、また、

いじめ問題対策連絡協議会や教育委員会に附属機関を設置することが望ましいとされています。他方、学校に対しては、学校いじめ防止基本方針の策定及び学校におけるいじめ防止等の対策のための組織の設置が義務づけられるとともに、法律は一定の人間関係にある児童や生徒の行為により被害者が心身の苦痛を感じている状態をいじめと定義し、いじめと疑われる事案があれば速やかに事実確認をしております。さらに、その学校の実情に応じた同様の基本的な方針の策定を求め、心身に重い被害を受けたり、長期欠席を余儀なくされたりしたケースは重大事態と規定し、学校、教育委員会が主体となって調査することとなっております。

2項目めの萩野・白老地区の学校支援地域本部事業についてであります。1点目の活動内容、状況、地域団体やPTAとの連携についてであります。学校支援地域本部事業については、本町では20年度に文部科学省のモデル校として萩野中学校で始めており、現在は白老中学校区、白翔中学校区で実施しています。各中学校区単位では、コーディネーターを中心に環境整備や図書ボランティア、登下校時の見守りなど、地域の登録されたボランティアにより各種学校活動への支援を行っています。また、各団体からボランティアの発掘の情報収集やPTAからの協力もいただくなど、お互いに連携をしながら実施しています。

2点目のコーディネーターの位置づけと役割についてであります。コーディネーターは、学校の教育活動において支援が必要なことに対し、支援ボランティアの発掘や地域素材の提供を図るため学校とボランティアの間に立ち、両者の思いやねらいを受けとめ、調整し、まとめる役割を担っています。

3項目めのふれあい地域塾の組織、活動内容、参加人数についてであります。ふれあい地域塾については、子供に基礎的・基本的な学力をつける、ふるさと白老にふれる体験学習を行う、子供、大人の触れ合いを深めるを目的に、平成24年度より夏、冬の長期休業期間を活用し、2日から3日間の日程で実施しています。活動内容としては、学びの時間、英会話にチャレンジ、自然体験や手芸、工作などボランティアの協力をいただきながら実施しています。また、ことしからは中学校においても長期休業中の学習強化事業として、5日から6日間の日程でステップアップ地域塾として実施しています。参加人数については、24年度の夏が延べ児童数281名、冬が延べ児童数286名、25年度の夏が小学校、延べ児童数415名、中学校が延べ生徒288名となっており、ことしの冬休みにおいても12月26日、27日に実施します。

4項目めのしらおい教師塾の趣旨と目的、内容等についてであります。今年度から開講したしらおい教師塾は、町内全ての学校の教員を対象に、高い価値に触れ、自己の生き方を考えたり、優れた実践家に学んだりすることを通じて教員自身の人格を磨くことを目的に、教員の総合的な人間力向上を目指す研修であります。講師は、本事業の目的から、学校現場と異なる分野から、横浜の学習塾経営者、札幌市の民間教育研究所代表の2名に依頼し、1講座2時間、年間5回を計画し、これまで4回実施しております。内容については講師による講義と実践交流とし、これまで延べ264名の教員が参加しています。

5項目めの25年度実施全国学力・学習状況調査についてであります。1点目の学力テストの結果と分析、白老町の課題等についてであります。本町の子供たちの平均正答率は、国語、算

数、数学ともに全道の平均率と同程度の区分に位置しています。前年度の結果と比較すると、小学校国語A問題を除き他の7教科において全道、全国平均との差が縮まっており、特に中学校国語A、B問題はいずれも全道平均を上回る結果となっています。こうしたことから、本町の子供たちの学力の状況は、児童生徒の学力向上を目指す白老町スタンダードを踏まえた各学校の取り組みにより、一定の成果となってあらわれています。さらに、今後は国語科における言語に関する能力、書く能力、算数・数学科における計算、求積、関数的な考え方、図形に関する知識理解など、基礎的、基本的な事項の一層の徹底が課題となっています。

2点目の学習状況調査の分析、白老町の課題等についてであります。全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙の結果から、全道の平均値と比較すると、本町の子供たちは1日当たり1時間以上学習する割合が少なく、3時間以上テレビを見たり、ゲームをしたりする割合が高く、依然として家庭での生活習慣に課題が見られます。このことは、子供が家庭で学習できる時間や場を持っていないという子供の生活習慣上の課題について、学校と家庭とが共通認識に立っていない現状があります。そのため町教委としては、子供たちの生活習慣の改善を図り、家庭と危機意識や課題認識を共有できるよう、小中学校の保護者への啓発資料として、家庭教育のすそめを定期的に発行し、学校と家庭との連携強化に努めています。さらに過去7年間の全国学力テストを活用した国語、算数の学習ドリル、白老町スタンダード学びガイドを作成いたしました。これを小学校5、6年生の全ての児童に配布し、長期休業中の課題や宿題、家庭学習などさまざまな場面で活用しながら、子供の基礎学力を育成する取り組みを進めています。

3点目の学力を向上させる町独自の取り組みについてであります。本町においては23年度より学力向上の指針として、児童生徒の学力向上を目指す白老町スタンダードを策定し、町内全ての学校が、授業の充実、学習環境の充実、家庭学習の充実を柱に自校の児童生徒の実態を踏まえながら校内研修等と連動させ、計画的、効果的な取り組みを進めています。また、各学校の具体的な指導や着実な成果と合わせて、今年度は学びの連続性の視点から、各中学校区の小中学校の連携を具体的に進めており、授業参観や出前授業の実施、9年間を見通した学習規律の整備、宿題、家庭学習への取り寄せ方などについて協議が行われています。さらに、町教委としては、子供たち一人一人の習熟の程度に応じた少人数指導を年間通して計画的に実施できる体制整備に努めるとともに、道教委の巡回指導教員活用事業、外部人材活用事業や町単費による算数・数学サポート事業による教員を充てて授業を支援するなど子供たちの確かな学力を育成する支援を進めています。

4点目の学校別成績の公表の考え方についてであります。全国学力・学習状況調査の結果について、11月、文部科学省より来年度から学校別の結果を市町村教委の判断で公表できるとの見解が示されました。現在、学校別の結果公表は学校の序列化や数値だけがひとり歩きしてしまい、過度の競争を招きかねないとの懸念から禁止されており、来年度以降の公表に当たっても平均正答率を一覧表にすることや単純な順位づけは禁止されており、文部科学省からも適切な公表例については示されておられません。こうした点と合わせて、子供の学力向上に資するという全国学力・学習調査本来の目的や小規模校が多い本町の实情から鑑み、現段階で学校別の

結果を公表できる環境にはないと考えております。しかしながら、今後、国の動向や保護者の意向を確認しながら公表のあり方について検討したいと考えています。

6項目めの学校給食費についてであります。1点目の24年度、25年度の食に関する取り組みについてであります。各学校においては、自校の食に関する指導計画に従い、栄養教諭による指導のほか給食を通じた異学年交流、地域住民との会食、また、家庭科や総合的な学習の時間の目標を踏まえながら、地場食材を活用したメニューづくりや食材の魅力を町外へ発信する学習活動などさまざまな取り組みが実践されています。

2点目の小中学校の現行給食費と未納状況についてであります。給食費については1食当たり小学校低学年が262円、高学年が269円、中学校が315円となっています。次に未納状況であります。24年度決算では、現年度収納率は97.71%、前年比マイナス0.02ポイント、滞納繰越分の収納率は17.14%、前年比マイナス0.76ポイント。現年、滞納繰越分の合計で89.34%となっております。

3点目の給食費の改定と消費税率改定への対応についてであります。給食費については21年度、22年度の2カ年で改定しており、改定後3年から4年が経過しています。また、来年度からの消費税率改定の対応については、現状の学校給食の質を維持する上でも給食費の改定を検討しております。

以上です。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） まず、いじめについてであります。滋賀県大津市のいじめ事件を契機にいじめ問題が全国的な課題になり、いじめ防止対策推進法の制定にもつながりました。大津市の市立中学2年生の男子生徒が23年10月に自殺した問題で、市長はいじめに関する第三者調査委員会を設置しました。調査委員会はことしの1月、200ページを超える詳細な報告書を市長に提出しております。報告書は3部構成からなり、第1部では事実関係から浮き彫りになった問題を抽出した自死に至るまでの事実。第2部では主に学校、教育委員会、両者共通の問題点を洗い出した事後対応。そして、第3部は子供が健やかに生きるための環境整備の視点も踏まえた再発防止に関する提言をしています。報告書からは貴重な教訓を引き出すことができます。そこで、教育長はこの報告書を読まれていると思いますけれども、教育長としてどのような受けとめ方をされているかをお聞きします。

○議長（山本浩平君） 古俣教育長。

○教育長（古俣博之君） 今議員のほうからありました調査報告書、それから、ことしの4月の文芸春秋で出されました父親の手記、それから、この大津のいじめ事件は起こってから1年たって社会問題化した事実があるのですけれども、それを取り上げた共同通信社の大阪支部の取材のレポートも読ませていただきました。読む中で本当にあつてはならないことだというふうなことは思いましたけれども、14歳の子供が本当にかげがえのない命をみずから絶たなければならぬというそういう心の動揺と、14階のマンションの上から飛び降りるときのその心情

を考えたとき、本当にどういう言葉であらわすべきか、私自身も言葉をなくするところですが、本当に悲しくて大変な事件だと思っております。同時に、この報告を通して、やはり私は現場にいた身として幾つか課題を見ました。一つは学校の中における思春期の子供たちの心の状況の認識不足。それから、いじめに対する理解不足。それから、大変大きな大規模校なのですけれども、そこの中で教師間の同僚性がなかったと。そういうところが大きな課題だと思いましたが、それと同時に本来、指導、管理に当たるべき教育委員会が指導性を発揮できていなかったということにも残念さを思いました。同時に、本町においても決してこういうようなことがないように、学校現場、それから、保護者の皆さんと本当に信頼関係を持ちながら、子供のいじめを未然に防いでいくような教育活動を展開したいと思っております。

以上です。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） よくわかりました。それで、1点だけ伺いたいと思います。今お話ありました大津市のいじめ事件にならって、各地区で学校でのいじめに対する被害届が警察に殺到したようです。警察に摘発指導された児童生徒は例年の数倍になったと言われていています。文科省は犯罪的ないじめの場合は一刻も早く警察に被害届を出すようにとする通達を平成24年11月に出して、教育委員会や学校へ警察に早期連絡と連携をするようにとこう求めています。そこで、このいじめ防止法も学校が犯罪行為として取り扱われるべきと認めた場合は直ちに警察へ届けることも明記しております。教育現場に警察を入れ、いじめを刑事事件化することに賛否両論はあります。教育委員会も運用に当たっての方針があると思われませんが、この処置について教育長はどのような姿勢で臨もうとしているのか伺います。

○議長（山本浩平君） 古侯教育長。

○教育長（古侯博之君） 今学校における問題というのは、非常に価値観の多様性のある保護者、子供が学校現場には存在しております。そういう中でこれまでのようなというか、昔と言えばちょっと時代が古くなるのですけれども、学校現場にあった、話せばわかる、話していけば必ず理解を得るといような状況ではなくなっていることは事実なのです。全体的に言えば、確かに今議員がおっしゃったように、学校問題の法化現象というのが非常に多く見られております。ですから、今回の出ました学校現場におけるいじめという一つの事例の中において、やはり重大性のあるものについては各関係機関との連携を持ちながら、また、その中の一つとして警察との連携も考えられると私は思っておりますし、少なくともいじめをなくするための方策が必要であると、これが必要だということについてはいろいろな形で学校現場とも協力、それから、保護者の理解を得ながら進めていきたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） それで、答弁でもありました器物損壊、それと生徒間暴力が認定されています。今教育長からも答弁ありましたが、私もいじめという名のもとで暴行や傷害、

恐喝などの犯罪は見逃すべきではないと考えています。しかし一方では、警察に丸投げしても根本的な解決にはならないということも私は承知しています。そこで、いじめ防止法では防止に即時対応できるよう第三者委員会を常設しておくことが望ましい、これは教育長の答弁にもありました。このため第三者委員会を設置するには条例で定める必要があるのです。そこで、この第三者委員会の設置についてはどのように考えているか伺います。

○議長（山本浩平君） 五十嵐教育課長。

○教育課長（五十嵐省蔵君） まず、条例化についてということですが、いじめの問題は、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害して、また、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命、身体に多大な危険を生じさせるおそれがあります。町教委としてもいじめの防止等のための対策を総合的、効果的に推進しなければならないと考えております。従いまして、法の趣旨を踏まえつつ、条例化については実効性のある取り組みを検討したいと考えております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 条例を検討ということは、前向きに具体性を含んだ検討という意味でいいですか。

○議長（山本浩平君） 五十嵐教育課長。

○教育課長（五十嵐省蔵君） 法の趣旨を考えますと、そのような方向に進むと考えています。以上です。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 答弁の中にもありましたけれども、学校や教職員も取り組まなければいけない責務があります。これはもう1回、私も言わせてもらいますけれども、それは学校いじめ防止法基本方針を必ず定めて、さらにいじめ対策組織を常設することになって、さらにインターネットでのいじめについても対策が強化されています。そこで、ただいま申し上げましたいじめ防止基本方針、いじめ対策委員会、インターネット対策、この3点について、それぞれ学校としてどのように取り組んでいくのか。そして、このスケジュールはどのようになるのかをお聞きします。

○議長（山本浩平君） 古俣教育長。

○教育長（古俣博之君） 学校での取り組みについては、この推進法においては義務条件ですから取り組んでいかなければなりません。それで、これまでも町教委としては学校のほうにいじめ防止についての基本方針、それから、学校にその解決を図る組織、それから、インターネットについては道教委でネットパトロールをしております、その情報ももらいながら学校での指導に当たっておりますし、先生方においてもネットトラブルの関係の講習会も含めて実施しております。今のところは学校にこれまであるいじめに対する基本方針、それから、組織等を含めて整理を図って、まずは今年度中に各学校で策定をするように指示をしております。た

だ、今後、議員もおわかりのように道のいじめ条例が今出てきます。きっと来年年明けてからの定例会3月会議になるかと。今情報が入ってきているのですけれども、その情報を見ながら再度また具体的に考えていくことも、局との連携も含めて今学校には指示しております。

以上です。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 今教育長から答弁ありましたように道の条例、いじめ基本方針、かなり具体的になっているのです。かなり学校のほうに教育委員会も通して、かなり事務量がふえてくると思います。そこで今言ったように、この関係で学校や教職員の業務量がふえると思います。そして、煩雑することは間違いないと私は思います。それで、ゆとり教育が見直されて学習指導要領が全面実施になって授業時間数がふえています。そして、教職員が児童生徒と接する時間、機会が減っていますとこうなっています。このことは市町村教育長のアンケートでも過半数の教育長が児童生徒と接する時間が減少したことを挙げているのです。そこで、法制化によって学校、教師がますます多忙化し、逆にいじめの対策が形骸化してしまうのではないかと。そして、学校現場の多忙化を解消することのほうが先決ではないかと、こういう意見も結構あります。私も子供とかかわる時間を確保して子供の話に耳を傾ける時間を最大限やっぱり取るべきだとそう思います。そこで、教育長に伺いますけれども、教師の多忙化と、その多忙化を解消するそういうものについて教育長はどのように考えているのか。

○議長（山本浩平君） 古俣教育長。

○教育長（古俣博之君） この学校における多忙化の問題については、本当に現場はもちろんそうですけれども、教育委員会から見ても大変な問題だとは思っております。そういうことで、今学校現場のほうにはこういう観点で指導をしております。1つは、部活については1週間のうちは必ずどこかで休みにするという。それから、会議については前もって議題を整理して、そして、時間をかけないようにすること、それから、長期の休み期間に時間を使って協議を図るだとか、それから、少なくとも1カ月に1回定時の退勤をするだとかそういうふうなことも含め、そういう時間をとりながら子供との触れ合いの時間を何とか確保していこうというふうな指示を今しております。いじめの法的な部分が出てきたから、さらに負担になるかと言えば、その対応についてはこれまでである、先ほども申し上げたような学校でやられていたものを基本的につくり直すというか、押さえ直しをするということで間に合うと考えております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 次に、学校支援地域本部事業についてであります。今の教育長の答弁もこの地域本部事業にもかかわってくると思います。そして、この事業が地域全体で学校教育を応援して地域の教育力の向上を図るものということです。私もこれは意義深いものであると思うので、ぜひ本部事業を継続して発展させていっていただきたいと思っています。それで、地域本部は基本的には地域コーディネーター、支援ボランティア、地域教育



協議会から構成されていると。文科省もそういうふうには指導しています。ただ、この地域教育協議会はどのような支援を行っていくのかといった方針などについて企画立案を行う重要な組織なのです。これはただいま申し上げた地域教育協議会の設置は白老町ではどのようになっているのか伺います。

○議長（山本浩平君） 五十嵐教育課長。

○教育課長（五十嵐省蔵君） ただいまのご質問ですが、地域協議会ということですが、本町においては白老中学校区、それから、白翔中学校区の学校支援地域本部の運営委員会という名称を使っております。それで、そのメンバーに関しましては各学校区の小中学校の校長、それから、PTA会長、それから、各地区の町内会長、それから、コーディネーターと教育委員会とで組織をしております。これにつきましては学校支援地域本部事業で行う事業の計画等の審議をしております。

以上であります。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） それでは、地域教育協議会は、この地域本部をつくる際の運営委員会がその役を果たしているということでもいいのですね。

次に、この地域本部事業の活動の中に学習支援というのがあるのです。これは全国的に多くの学習支援を主に実施しています。今答弁をいただいた中で学習支援についてふれていないのです。それで、両地区で学習支援は行われているのか。行われているとしたら、具体的にどのような取り組みがなされているのかお聞きします。

○議長（山本浩平君） 五十嵐教育課長。

○教育課長（五十嵐省蔵君） ただいまのご質問ですが、白翔中学校区、白老中学校区とも放課後の補充学習をお手伝いいただいております。それは、退職校長会の協力を得ながら実際行っております。

また、この後のご質問でも出てくると思われ、ふれあい地域塾の中でも長期休業中に夏期講習、冬期講習ということで協力をいただいております。

また、教室に入れられないなど特別な支援を要する子供の指導の補助等も行っておりますし、ドリル学習の採点だとか、実習生の支援補助も行っております。

以上であります。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） ほとんど地域本部事業で活動している、支援活動を行っているのは、地域活動の住民のボランティアなのです。それで、支援ボランティアの活動が事業を左右しますけれども、白老地区、萩野地区それぞれでの支援ボランティアの登録人員と、事実的に活動している人は何人いらっしゃいますか。

○議長（山本浩平君） 五十嵐教育課長。

○教育課長（五十嵐省蔵君） 今の人数ですが、白翔中学校区においては学習アシスト、ゲストティーチャー、環境サポーターいろいろあるのですが、それを合わせて49名の方が登録しております。

また、白老中学校区においては、ことし4月に立ち上げたばかりで今のところ9名のボランティアということで、合わせて58名の協力をいただいております。

以上であります。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 実際に支援本部の活動事例が結構ありますけれども、答弁もありましたけど、その部分で間に合っているのかどうかわかりませんが、実際にボランティアをする課題が結構あると思うのです。私も聞いています。登録者の不足とか高齢化、さらに活動、今言ったように学習支援だとか部活動、環境整備あるいは安全パトロールとも言っていますけれども、こういうニーズに応じた人材確保が本当にできているのかと思うのです。また、先ほど言ったように継続的にやっていくためにもその辺の認識というか、課題とか問題点というのは現実に現場から出て、教育委員会としてあるいは学校のほうからどのような問題点が指摘されていて、何を解決しなければいけないかという問題は捉えていますか。

○議長（山本浩平君） 五十嵐教育課長。

○教育課長（五十嵐省蔵君） 一番大きな課題というのは、今議員おっしゃったように、ボランティア等の人材確保が一番頭を悩めております。といいますと、先ほどご説明しました学習サポートにしましても、中学校になりますと専門的な知識等が必要になりますので、一般のボランティアではなかなか数学等を教えられないということもありまして退職校長会に頼っているわけなのですが、ただ、専門の退職者が少ないということもありまして、一番人材確保に頭を悩めているところであります。各地区のコーディネーターが各地域に足を運んで、いろいろ協力、それから、人材の発掘をしているところであります。

以上です。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 今お話あったようにそういう課題が出ているのです。それから、その中で、答弁に先ほどありましたけれども、学習に偏った負担を減らすために学校支援するところ言っているのです。白老地区の目的を見てもそう書いてあるのです。それで、学校と地域本部が相互理解を深めて協力しないといけない、これが一番大きな問題だと思います。それで、教職員の多忙化の解消につなげようとしています。そうするためには支援する側が学校のニーズに応じた支援活動をしえないといけないのです。そのために学校の要望を的確に把握していく必要があります。それで、要望を把握するために学校や教職員とどのようなやりとりがされているのか。その要望はどのような形で反映されていくのか。具体的にお聞きします。

○議長（山本浩平君） 五十嵐教育課長。

○教育課長（五十嵐省蔵君） ただいまのご質問であります、学校支援地域本部事業、先ほど前田議員の質問でもありましたが、子供と向き合う時間が少ないということもありましたが、学校支援地域本部事業の大きな目的の中にはそれもあります。それで教員の手助けというか、補助を行って、教員が子供と向き合う時間の拡充を行うということですが、その学校の要望、ニーズにつきましては、コーディネーターと特に学校を運営する校長が綿密にやりとりをしながら、そのニーズ等を把握しながら行っている状況であります。

以上です。

○議長（山本浩平君） 古俣教育長。

○教育長（古俣博之君） 実際にはコーディネーターと、それから、学校とのかかわりについては、今2つ持っているのですけれども、窓口を必ず、大抵は教務主任がその役割を持っているのですけれども、そこでのやりとりはします。学校は学校としてどのようなことを地域のほうにというか、ボランティアの方々に頼みたいかというふうなことについては、年度当初だとか、それから、休みの前後だとか、そういうふうな行事的なことの時期も含めて協議はします。そういう中の要望と、それから、人員の確保でやりくりはするのですけれども、先ほど言ったように学校の要望を100%人員が確保できるかという、なかなかそれも難しい部分というのは多分にあります。だから、そういうふうなことの中で最低限やっぱり学校でやってもらうことは、今進められていくのですけれども、私は実際的に大きなことは登下校だとか学習支援だとかいっぱいあるのですけれども、今中学校にはおいてはキャリア教育ということで職場体験に出かけることが多いのです。そのときにコーディネーター含めて、ボランティア含めて事業所を探していただくとか、事業所と関係をつくっていただくとか、そういうところは非常に大きなことだというふうに実感してきました。

以上です。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） そういうことで、コーディネーターが非常に重要な位置を占めているのです。コーディネーターが中核的な役割を果たしています。そういう成果を左右する重要な存在であります。そこでお聞きしますけれども、この周りの方は十分理解されていないです。それで、コーディネーターの発令とかサービス条件、勤務条件というのか、それと人事管理、そして報酬、これは賃金になっているのか。こういうものと勤務日数とか勤務態様というのは具体的にどういう状況で管理されて活動されているのかということをお聞きします。

○議長（山本浩平君） 五十嵐教育課長。

○教育課長（五十嵐省蔵君） コーディネーターにつきましては、白翔中学校、それから、白老中学校区に1人ずつおりますが、町の臨時職員として発令しております。それで、1日5時間を最大ということにしております。勤務表につきましても学校の校長が管理して勤務表をつけているという形でやっております。それで、年間最大244日ということではとっているのですが、大体180から200くらいの間で、学校行事等がありますので、その1日の時間数が例えば

場合によっては3時間であることもあります。それから、予定した平日に学校行事が入って勤務できないときもありますので、それを含めると大体180から200くらいの間でやっております。それから、一応5時間なのですが、時給でありまして1時間780円ということになります。

以上です。

○議長（山本浩平君） ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時59分

---

再開 午前11時10分

○議長（山本浩平君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 学校支援地域本部、これは先ほども言いましたけれども、長期的に取り組むべきであり、そして、着実に進めていくことが必要かと思うています。さらに持続的かつ自立的な活動をしていかなければなりません。そのためにはキーパーソンとなるコーディネーターの資質の向上はもとより、将来に向けてコーディネーターを生み育てていくための要請を行う取り組みが必要不可欠ではないかと思っております。このことについて教育委員会としても、今までの答弁を聞いている中でも、すぐにでも手を打っていかねばならないかと思っておりますけれども、コーディネーターの人材発掘、登録、そして、育成、養成を行う必要があると思っておりますけれども、対応、対策は考えておられるのかどうか。その点についてお聞きします。

○議長（山本浩平君） 五十嵐教育課長。

○教育課長（五十嵐省蔵君） 学校支援地域本部事業においては、コーディネーターが重要な役割を占めると考えております。ただ、やれる方というのが、今1人は退職校長で、もう1人は地域の方をお願いしておりますが、なかなか退職校長の方ももう高齢になってきているということもありまして、今また次に続くような人材等のことも含めて教育委員会のほうでもコーディネーターさんとも相談させていただいている状況であり、なかなか人材がないということも実態であります。それが大きな悩みでもあります。今後においても教職員経験者とか、また、PTAの関係の経験者だとかを含めて、今後の人材含めて考えていきたいと考えております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 早急に手を打たないと学校支援地域本部も先細りする可能性がありますので、ぜひ真剣に取り組んでほしいと思うています。

それで次に、教師塾についてであります。これは今年度、町長の肝いりでしらい教師塾が開講されました。そこで町長にお聞きします。町長が求める教師像、どういうふうを考えてこの教師塾を開校されたのか。町長が求める教師像について伺います。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 私が求める教師像ですけど、簡単に言いますと、学校の国語とか算数とかそういう授業だけではなくて、子供たちが社会に出たときに社会に役立てる人間、勉強もそうですけど人間形成をきちんと育てていくというのが教師の仕事だと思っております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 新聞報道を見ると、町長が行って何だかを書いてあったから、多分そういう教師像をちゃんと持ってやっていたのかと思ったのです。それで、次年度以降はどうなるのでしょうか。

○議長（山本浩平君） 五十嵐教育課長。

○教育課長（五十嵐省蔵君） 今町長が研修の必要性を訴えましたが、できれば次年度以降も継続したいと考えております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） それで、しらおい教師塾のことを言っているわけではありませんけれども、教育長も多分胸にあると思いますけれども、教師に課せられている研修には形骸化したものも決して少なくはありません。そこで、短期間の研修では、今何が求められているのかといった視点で、問題解決に向けた実務的な研修を望む先生方がいるのも確かです。

先ほど教育長から大津市の事件調査報告について答弁いただきました。ということで、いじめの深刻化が今注目される中であって、この調査報告書がいじめ問題の解決の教訓となっています。それで、今答弁を見ますと、しらおい教師塾はあと1回残っているようです。そういうことで、この大津市の調査報告書を教材として研修する価値があると私は思うのですけれども、教育長はいかがでしょう。

○議長（山本浩平君） 古俣教育長。

○教育長（古俣博之君） 今開講しております教師塾につきましては、先ほどご答弁をさせていただきましたように教師の日常的な教育技術的な部分での研修ではなくて、教師自身の内面的なその人間性を向上させるような研修にしたいということなので、それは今回も続けていきたいと思っております。ただ、いじめに関しては、議員も今回の推進法をご覧になっていると思えますけれども、必ずいじめ研修はしなければならないということで出ております。それは法的にも出ているので非常に重く受けとめて、今後、年間の中で各学校、または教育委員会がどういうふうな研修を組むかについては、来年度以降十分考えた形で進めていきたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） この大津市の報告書の中で、先生方にぜひ読んでもらってくださいと指摘しています。もし時間があれば、教育長が配布でもして読んでいただければと私はこう思います。

それで次に、学力テストについてであります。今答弁でもありましたように、25年度の結果は前年度より差が縮まっているとありました。しかし、項目別調査はまだ公表されていませんので、私は24年度の調査結果でお聞きします。中学校の数学のA、Bについてであります。平成20年から24年度の経年比較を見た場合、全国、全道の平均正答率を下回り、差はより大きく広がっています。そして、A、Bともにグラフで見るとその差が一目瞭然なのです。このことは何が主な原因になっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 古俣教育長。

○教育長（古俣博之君） まず、大きな要因につきましては、先ほど1問目で答えたような生活環境との関係というのは、学力向上とやっぱり両輪ですから非常にそれは大きな要因になっていると思います。それから、もう1つは、算数、数学につきましては、どうしてもやはり積み重ねのところでもつまずきが大きくなれば、そこでの次に進むときの学力差というのはやっぱり出てくる場所なのです。それで、今そのことも十分踏まえながら小学校においては学び隊の放課後授業だとか、それから、放課後の学習サポートを続けておりますし、中学校においても放課後そういうふうなことをやっています。それから、授業においても先ほど申し上げたような習熟度を鑑みた授業を進めて何とか向上を図っております。

以上です。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） きのう、苫民に出ていましたけど、中学校の先生が白老小へ行って6年生を教えている、非常に私はいいことだと思うのです。やっぱり5年、6年生のときに基礎をしっかりとっておかないと中学校に入っても大変だと思いますので、これは本当にいい形でやっていただいていると思います。

それで、先ほど答弁ありましたけれども、私は答弁の逆の見方でしてきたのです。ということは、数字ではなくて家庭での教育を見たら家で、自分で計画を立てての勉強、宿題、予習、復習、全くしていないとか余りしていないというものを見てきたら、全国、全道平均を結構上回っているのです。そういうことで、今教育長からもありましたけれども、家庭での学習環境の状態がこのテストの結果にあらわれている一因でもあると私は思います。そこで、家庭教育が私は一番大事だと思っていますけれども、それを前提にお話ししますけれども、学力は家庭環境や家庭の経済力などによって強く影響してくる、関係します、こう言われています。それで、私は家庭教育を支援し、子供が基本的な生活習慣を身につける学習のできる環境を整える必要があると思います。これは全て学校に任せるという意味ではないです。これは基本的には家庭がやるべき話ですけれども、今の答弁から見てもこういうことも必要かと思えます。では、具体的に家庭での教育状況をどのように本当に把握しているのか。それと、教育委員会が配布しています家庭教育のすすめの発行だけで十分事足りるのかとこう思うのですがいかがでしょうか。

○議長（山本浩平君） 古俣教育長。

○教育長（古俣博之君） 家庭学習については、非常にやっぱり本町の子供たちの状況においては、やはり先ほども言ったように少ない状況になっております。それは子供自身が学習しようと思ってもできないような環境というのもしっかりとあるかともこちらも推察はしているのですが、それを克服するために、今本町で行われております学力向上のための白老町のスタンダードというふうなことの中で家庭学習、特に今回は宿題というところに重きを置いて、ことは進めております。ですから、各学校において宿題を持たせる、そういう取り組みをしております。それも、ただそのまま放っておくことではなくて、必ずやってきたことについてはきちんと見てやって、そして、そこに赤ペンを入れるなり、評価をしてやるなり、そういうふうな対応はとっておりますし、今回、ドリル的なものも町教委としてつくって配布いたしました。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 今言った白老町のスタンダード、これは私も読んでみましたけど、答弁のとおりだと思います。それで、これは非常に教育環境の地域差を踏まえた白老スタンダードになっていると思って私は十分に評価するものです。それで、この中を見たら、スタンダードの中で学校での朝学習の活用について記述しているのです。

それで、私が過去に経験したことをここでお話しさせていただきますけれども、白老のある中学校に校長先生が赴任してきました。そして、その校長先生は学校の状況を知って、早々に学力向上に向けて手を打ったのです。それは、授業が始まる前の時間を利用して基礎学力を高めるためにベーシックタイムを設けて朝学習を始めたのです。そして、ベーシックタイムには事務職員も参加するなど校長先生を先頭に全職員で取り組んだのです。さらに、必要なテキストなどは全て先生たちが手づくりで準備しました。結果は、先生方の努力と熱意が生徒の心に響いて、わかった、できたという達成感を味わったことは言うまでもないし、そのように私も聞いています。次のやる気を起こさせることにもつながる、こう言われています。このことはそのときの校長先生の人柄とやる気、かつリーダーシップによるものだと思っています。そこで、このようなことが町内の学校においても校長や教職員が一丸となって学力向上のために創意工夫を持って独自に取り組んでいるような学校、あるいはやっているようなところは白老町内に今はあるのでしょうか。

○議長（山本浩平君） 古俣教育長。

○教育長（古俣博之君） 先ほどから出しております、本町も今共同実践活動としての学力向上に向けてのスタンダード、それに基づいて各学校においては授業改善、それから、家庭学習、それから、学習環境の充実というふうなことの中でそれぞれの学校で今やっております。まだまだ小さな取り組みですが、例えば数学道場というふうな形で朝やったり、それから、放課後、今道教委から出ているチャレンジテストというものがあるのですが、それをダウンロードして、それを使って子供たちに、本当に5分か10分ぐらいですが、それをやらせたり、それを全校的に今進めているところです。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

[13番 前田博之君登壇]

○13番（前田博之君） 白老町の教育の将来のあり方の方向の定め方について、教育長に伺いたいと思います。地方自治体では学力向上を目指してさまざまな取り組みが行われております。釧路市では釧路の子供たちに基礎学力の学習を保障するための教育推進に関する条例を制定しました。合わせて、教育推進基本計画も策定しています。他の先進自治体でも教育推進基本計画を策定して確たる教育を推進しているところが最近ふえています。そこで、白老町も加速的な人口減少による入学児童の激減、中学校、小学校の統廃合などによる教育環境の変化、そして、多少時間はあると思いますけれども、地元高校の行方など白老町の教育環境は大きな転換期に直面します。あるいは過渡期にあります。そこで、白老町スタンダードで学力向上に取り組んではいますが、白老町の子供たちが将来に向けて時代を創造する生きる力を養うためにも白老版の教育推進基本計画を策定すべきだと私はこう思っていますけれども、教育長の見解を伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 古俣教育長。

○教育長（古俣博之君） 教育基本法が変わって、18年に変わった後に推進計画を国は必ずつくる、それから、地方公共団体については努力義務というふうなことで出されております。本町においては第5次総合計画の中で、まずは基本的な柱というのは私たちも入りましてつくられております。それと同時に大まかではありますけれども、こちらのほうでは実施計画も一応どのような授業を進めていくかというふうなことも押さえております。そういうものを持ちながら年度における教育活動についての評価もいただきながら、それを踏まえて次年度の執行方針に生かすようなそういうサイクルの中で方向性はお示ししていこうと思っておりますし、今後、もう少し教育状況を見ながら、本町の長い将来的な部分でのそういう推進計画の必要性が考えられていかなければならなくなってくるかと思っておりますけれども、そういうときにまたしっかりとしたものをつくり出したいというふうなことは思っております。

以上です。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

[13番 前田博之君登壇]

○13番（前田博之君） 他の町村も総合計画をもとにして推進基本計画を策定しているのです。うちはまだ実施計画もできていませんので、その辺の整合性が保てないと思いますけれども、やっぱり今白老町としては大きな目的、方向性を示すものがないので、やっぱり教育委員会独自として、今申し上げたような教育推進基本計画的なものを私は持つべきかこう思っていますので、ぜひ検討してほしいと思います。

それで、学力あるいは子供たちの先ほど言った指導要領の授業がふえた部分で聞きます。ということは、土曜授業について、若干、教育長の見解だけお聞きしておきたいと思います。先ほどから、教育長から教師の多忙について、そして、白老町スタンダードの積極的な取り組みについては答弁をいただきました。授業時間の確保のために土曜日を活用する機運が各地で高まっています。文科省は土曜授業を特別の必要がある場合に限っている現行の学校教育法施行



規則を改定して、自治体の判断で取り組みやすくする方針が決められました。自治体においては、既に土曜授業を実施している、来年度から実施する、そして、検討しているといった動向になっています。そこで、教育長は土曜授業の導入、あるいは土曜授業の持ち方についてどのように考えているのか。その辺の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 古俣教育長。

○教育長（古俣博之君） 今回、文部科学省から示された、土曜の授業の持ち方なのですけれども、それは簡単に言えば、今中学校であれば週29の時数を持っています。その時数を土曜日に振りかえるということはだめなのです。あくまでも土曜日においては補充学習だとか、それから、発展学習をするだとか、それから、地域の体験学習をするだとか、それから、地域の参観日みたいなものをやる、そういうふうな授業形態しか認められていないのです。そういう中で、逆に現場とも今話はしているのですけれども、かえってまた負担感が増長するという声もありますから、十分その辺のところを検討しながら、今各地の状況を見て判断をしていきたいというふうに思っております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

[13番 前田博之君登壇]

○13番（前田博之君） 私は、今教育長も話したように、平日のコマを土曜日に持つことによって、月曜日から金曜日の6時間を多少縮めることによって、先ほども議論したように子供たちと接する時間も出てくるし、先生方も余裕出てくるのかと。私はそういう意味で土曜授業にいくのならいいけれども、後段、教育長がお話ししたように別な形であれば逆に負担かかるとこう思いますので、できればやっぱり、教育会議等々で強く現場の声を反映していただけたほうがいいのかとこう思います。

それでは、次に、学校給食について伺います。現行の給食費については答弁ありましたけれども、管内の市町の1食当たりと月額給食費、そして、管内の給食費を比較した場合、白老町の給食費の順位はどのような位置になっているのか伺います。

○議長（山本浩平君） 五十嵐教育課長。

○教育課長（五十嵐省蔵君） 管内の給食費の状況ということでありますが、管内も小学校低学年、高学年、中学校と分かれておりますが、小学校の低学年で例を挙げますと、まず、白老町においては262円です。それから、先ほどの答弁でも申し上げておりますが、高学年で269円、中学校で315円となっております。それから、苫小牧市においては低学年が237円、それから、登別市においては250円、室蘭市においては219円、伊達市においては243円、安平町においては247円、厚真町においては247円、洞爺湖町においては245円、豊浦町においては221.05円となっております。中学生の状況であります。先ほど白老町のほうは315円とご答弁しましたが、苫小牧市においては277円、登別市においては298円、室蘭市においては264円、伊達市においては300円、安平町においては300円、厚真町においては290円、洞爺湖町においては285円、豊浦町においては265.26円となっております。本町においては小学校低学年、それから、高学年、中学校とも管内では一番高くなっております。

以上であります。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 今答弁がありました。なぜ白老町の給食費が一番高くなっているのか。そういう理由は特にありますか。

○議長（山本浩平君） 五十嵐教育課長。

○教育課長（五十嵐省蔵君） これについてもセンターとはいろいろ相談というか、協議してありますが、まず、苫小牧市等の大きな市においては、給食数が多いということで当然単価が安くなるということでもあります。それと、白老町より小さな食数のセンターについては、逆に白老町が中途半端といいますか、ほかのまちでは例えばハンバーグを提供するとなると、白老町の場合は今現時点で調理できないで、外部委託で納めてもらっていると。逆にほかの小さなまちのほうは、ひき肉を買ってきて自分のところでつくって提供できるということがありますので、安価にできるという状況が大きな原因なのかと考えております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） それは後で質問しますが、先に給食費の未納についてであります。厳しい生活の中での給食費の支払いに四苦八苦している家庭もあると思いますけれども、これらの未納者の生活実態はどうなっているか。それと、給食費で準要保護、要保護の申請件数と認定件数はどうですか。

○議長（山本浩平君） 五十嵐教育課長。

○教育課長（五十嵐省蔵君） 初めに準要保護、要保護の件数ですが、準要保護の件数につきましては11月末現在で152世帯であります。1家族に2名、3名おられる方もいますので、一応世帯数でいきますと152世帯、約15.5%となっております。また、要保護の件数については、23件で2.3%となっております。

また、未納者の状況ということではありますが、大体は生活困窮ということで、例えば病気になって働けなくなったとか、あと、世帯主の収入が少ないということが大きな要因となっております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 収納率については答弁ありましたけれども、その未納額についてお聞きします。24年度の現年分での未納額と現年滞繰分合わせた未納額はそれぞれ幾らになっていきますか。

○議長（山本浩平君） 五十嵐教育課長。

○教育課長（五十嵐省蔵君） 未納額については調定額が878万265円となっていて、収入済額が150万4,583円となっております。それで、不納欠損33万4,838円行っておりまして、収入未済額として694万844円となっております。

以上です。

○議長（山本浩平君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時38分

---

再開 午前11時39分

○議長（山本浩平君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

五十嵐教育課長。

○教育課長（五十嵐省蔵君） 申しわけありません。収入未納額といたしまして現年分で173万5,095円、それから、滞納繰越分で694万844円であります。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 合わせて約1,000万円強あるのです。なぜ言いたいかというのと、この未納額は給食食材の計画的な購入に影響を与えるだけでなく、保護者の負担の公平を欠くものなのです。そのことから、未納対策の強化を図って収納確保と保護者の不公平感の解消に努めなければならないと私は思っています。それで、この未納額分は献立の影響が大きく、毎日の給食材料にはね返り、1年を通しての安定した献立や給食内容の後退につながっていると私は思っています。現場でもそう見ていると思います。さらに、現行の収入状況では食品の品質の選定や安全性の確保、そして、給食内容の充実のためのやりくりが相当厳しい状況になっていると思われまじけれども、実際どのような認識、状況になっていますか。

○議長（山本浩平君） 五十嵐教育課長。

○教育課長（五十嵐省蔵君） 今前田議員おっしゃったように、確かにやりくりは大変な状況となっております。収納率についても大体ここ3年位98%弱くらいで推移しております。その前は大体94、5ということで、児童手当等が入って3ポイントほど上がったかと思っておりますが、実際センターの運営としては収納状況を見ながらやりくりしているという状況であります。特に年度末になると毎日のようにそういう心配をしているという状況で、何とかやりくりしている状況であります。

以上です。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） そういう状況にあります。それはまた児童生徒にかかってきます。そこで、それでは、26年4月に消費税3%アップしますけれども、それぞれ給食費1食当たりどれくらいの影響が出てきますか。

○議長（山本浩平君） 五十嵐教育課長。

○教育課長（五十嵐省蔵君） 先ほど給食費についてはご説明しましたが、262円から315円ということで約8円から9円くらい、10円弱くらいの影響が1食当たり出てきます。

以上です。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） そこで、給食費の改定、教育長から前向きな答弁ももらっていますが、それを踏まえてお話しします。給食費を改定しないとすれば、今言った額、消費税の3%は現行の給食費の中で吸収されてしまって、給食の質が全体的に薄められてしまうということになりかねません。そこで、提供する学校給食は、当然学校給食の実施基準を守ることになっていますから、もし消費増税分を値上げしないでプールすると、ぎりぎりですりくりをしても最低限の献立もしくは基準を下回る給食となる可能性は否定できないのです。児童生徒は非常に給食を喜んでいて、心とむ時間でもあり、楽しい時間だと私は思っています。そこで、子供たちが給食を残さず食べ、大好きになるためにも果物等をつけるなど余裕を持った献立にすることが望ましいと私は考えています。そのためにも消費税増税3%相当額を給食費に上乗せして給食費を改定すべきだと私は思っています。給食費は教育委員会が決定することになっていますけれども、今教育長からいただいた答弁を踏まえて再度伺いますけれども、教育長はこの3%値上げすべきだと、こう決断すべきだと思いますがいかがでしょうか。

○議長（山本浩平君） 古侯教育長。

○教育長（古侯博之君） 今議員からご指摘いただきましたように、非常にセンター内におきましての努力によって給食が献立的にも保証しながらやりくりはさせていただいております。そういう中で、今年間190食を提供しているのですけれども、やはり学校の教育状況から考えたらこの日数は外せない日数だろうと私も思っておりますし、また、子供たちの食育を進めていくためにもやはり給食の時間を通して進めていかなければならない部分もあるので、その辺のところを考慮させながら、この3%のあり方については給食の運営委員会等にも図りながら、今後、教育委員会として判断をしていきたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 最後の質問にしますが、今の議論を踏まえて伺います。新しい給食センターでの給食についてお聞きしますが、給食センターの建設に当たっては施設ばかりではなくて、これまで以上に給食の質の向上を図るとしています。そして、食育の推進と給食の充実を強調しています。その内容はメニューの拡大、多様化、そして、アレルギー対策等の充実であります。そのためには、安定した給食の材料購入費の担保が必要であると思っております。今議論してきましたけれども、現在の給食の提供は当該年度の給食収入に合わせて献立を作成するために、その時々により献立の影響が大きく、メニューにもばらつきがあります。このように不安定な給食提供が新しい給食センターに引き継がれるならば、この部分についての給食センターの建設の意義が問われかねません。そして、新給食センターについては、運用開始後も児童生徒の減少が続き、提供食数も減少してきます。これまで議論してきたように、給食費で質を落とすことなく食事内容の一定の水準を確保しなければなりません。そこでお聞きしますが、児童生徒の数、年間給食日数、1食単価を全て考慮の上、給食

費100%とした年間予算あるいは給食費の確保で給食を提供すべきなのです。そうしなければ、これまで議論してきたような問題がなおなお厳しくなると思っています。全て子供にしわ寄せがいきます。それで、私が今言ったことを解消するためにはどのような対策を考えているのか。あるいはこれから今私が申し上げたことについて、解消するための対処、対策をしていくのか。その辺を伺って質問を終えたいと思います。

○議長（山本浩平君） 五十嵐教育課長。

○教育課長（五十嵐省蔵君） 新センターで100%の提供をすべきということは、先ほどの収納率等も合わせまして当然のことだと考えております。そのためには、収納率は今のところセンター職員含めて収納を頑張っておりますが、98%ぐらいできておりますが、まず100%に近づける努力をしたいと考えております。それから、メニューの拡大等につきましても、現在では主食のほかに温食、それから、揚げ物等、それにあと牛乳、デザートがついている状況であります。新センターになることによって、それにもう1品、和え物、サラダ、例えば生もの等も提供することを考えております。と言いますのは、今まで委託をかけておりました炊飯等が直営でできるということもありまして、その辺が可能になると考えておりますので、その辺を含めて給食の質を上げていきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 教育長に伺いますけど、今課長から答弁ありましたけど、給食費の収納率を上げるというのは不可能なのです。100%なんて絶対にあり得ませんから。これは永遠の課題です。これまで議論してきていますけど。そうではなくて、それでは、どういう策をとることを考えなければ解決しないのです。ということは、よその市町では一般会計で持って、給食費が仮に収納率98%であれば、2%は町費で持って100%にして子供たちに給食を提供するというような体制をつくっているのです。それで私100%と言ったのです。今白老町の財政が厳しいからどうかということとは別にして、そういうことも含めて町費の今言ったような収納率の差額分を負担するとか、そういう部分も考えなければいけないと思うのです。当然、今教育長も給食委員会にかけて3%アップ図りたいと言っていますけれども、これも厳しいという状況で、少しでもパーセント減らされれば全て子供たちにしわ寄せがいくのです。今の財政健全化を踏まえた形で言いますけれども、今私が言ったような場合に、町費負担の圧縮とか、給食を100%出すために未収額の差額を負担するというような、町負担をするというような形の政治判断的な介入というのは今後考えられるのか。ただ、今担当課長が話したように徴収率だけ上げて、あと給食はその範囲で子供たち食べなさいとなるのか。その辺について伺って終わります。

○議長（山本浩平君） 古俣教育長。

○教育長（古俣博之君） 先ほどからご答弁申し上げますように、この給食については教育的な意義も十分ありますので、子供たちが本当に楽しみにしながら学校生活を送れる一つの要素として十分考えていかなければならないことだと思っております。今議員からご指摘が

ありました、足りない部分の町費負担というふうなことは一つの方法だとは思いますが、新センターに移行する中で、今私たち内部で押さえているところは、外部発注しているお金の部分を上手に活用できるのではないかというふうな見直しを含めて今検討を図っております。そういうふうな中で、保護者の皆さんにも余りご負担のかからないような、また、町にも負担のかからないような形で子供たちにとって大好きな給食にしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 白老ダムは平成11年、時のアセスで建設が中止決定しました。それを受けて町と議会はダムの代がえとして恒久的な治水対策を早急に講じられるよう要望等をしてきました。そこで、白老ダム建設中止にかわる白老川河川改修整備について3点質問します。

1点目、ダム建設中止から河川改修整備に至った経緯とこれまでの対策と現状について伺います。

2点目、町として白老川河川改修整備に対するこれまでの対応と今後の対策について伺います。

3点目、北海道の河川改修計画と今後の事業進捗について伺います。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 白老川河川整備についてのご質問であります。

1項目めのこれまでの経緯、対策と現状についてであります。白老川の治水対策については、昭和30年代後半から40年代にかけて毎年のように洪水被害が発生していたことから、北海道では51年に白老ダムの建設と河川改修による抜本的な治水対策と新たな水資源開発が計画されておりましたが、その後の経済・社会情勢の急激な変化や水需要の変化により、平成10年に道の時のアセスメントの対象事業として白老ダムの建設中止が決定されたものであります。白老ダムの建設中止を受け、河川の現況や流下能力を踏まえ、代がえとなる治水対策について道との協議を続けた結果、14年に道が策定した白老川水系河川整備基本方針が示され、河道の調査や改修規模の検討を行い方針に基づき整備する計画の立案を進めてきていると聞いております。

2項目めの町としての対応と今後の対策についてであります。町としては、白老ダムにかわる抜本的な治水対策として、河川改修事業の推進について引き続き要望しているところであります。今後は国土強靱化の政策も打ち出されており、より一層白老川の河川整備の早期着手に向け町としても地元の合意形成を図るなど積極的に調整を行い、強く要望してまいります。

3項目めの北海道の河川改修計画の今後の進捗についてであります。道では21年度から洪水対策のために河口から上流に向け河道に堆積している土砂掘削を実施しておりますが、事業採択に向けた調査を実施しており、国へ要望する予定と聞いております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 近頃は気象条件の変化によって全国各地で過去に経験したことのないような記録的な豪雨で甚大な被害が発生しております。森野地区でこの数年間の年間平均降雨量、最大日量降雨量はどのように推移しているかお聞きします。

○議長（山本浩平君） 岩崎建設課長。

○建設課長（岩崎 勉君） 森野地区の年間平均降雨量につきましてでございます。これにつきましては、今資料にあるのが1981年から2010年までの平均でいきますと、年平均降水量としては2,224.5ミリメートルになっております。近年でいきますと、2012年度で1,784ミリ、それから、2011年で1,953ミリという形に現状はなっております。

あと、日平均降水量ですけれども、それにつきましては、過去1981年からの資料がないなかでいきますと、2012年で年最大として172ミリ、それから、2011年で年最大として298ミリ、それから、2010年は年最大228ミリ、それから、2009年は119ミリという状況でございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 白老は過去から見れば、45年には日量535ミリ、62年には日量446ミリぐらいの豪雨でしたから、やっぱり雨が少なくなっているということがわかりました。それでは、雨量が少なくなった分、逆に白老川の水位はどのように推移していますか。

○議長（山本浩平君） 岩崎建設課長。

○建設課長（岩崎 勉君） 白老川の水位ですけれども、これは山のほうの御料地橋付近と日本製紙の取水場のところとございます。それでいきますと、大体2013年でいきますと現状でいけば御料地橋で96.11が一番高いところとなります。それと、2012年でいけば、年最高水位としては97.16T.P.。それから、年最低水位としては95.06T.P. となっております。それから、2011年度は年最高が97.04、年最低が95.13。2010年が最高で96.80、最低で95.15になっております。日本製紙の取水のところとございます。それでいきますと、2012年、ちょっとこれは異常値なものですから、ここは数字が出ておりません。最低としては2.77メートルとなっております。あと、2011年度は最高が5.68メートル、そして、最低が3.02メートル。それから、2010年が最高4.62メートル、最低が3.02メートルという状況になっております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 今お聞きして、大分そういう数字も変化しているのかと思います。それで、今答弁あったように、今の降雨量とか水位よりちょっと前だったと思いますけれども、答弁あったように14年度に道が白老川水系の河川整備基本方針を立てて立案を進めていますとこうなっていますけれども、これについて、この中で白老川の河川改修計画はどのように位置づけられているのか。そして、具体的に整備内容が整理されているのかどうか。これは道のものですから具体的に承知してないと思いますけれども、担当者として多分この整備計画を読んでいると思いますけれども、道とも協議されていると思いますけど、その辺から見た、今の質問について、どう内容が整理されているか。精査して知っていれば答弁願います。

○議長（山本浩平君） 岩崎建設課長。

○建設課長（岩崎 勉君） 先ほどご答弁した平成14年に基本方針が作成されております。ただ、現状としては、その前にも基本方針案とか北海道としてもつくっていると。その中でやっとな平成17年度に基本方針がまとまってきた状況であります。その後もいろいろと聞いた話の中では、基本計画とか河川整備計画とかいろいろと案はつくっているのですけれども、まだそれを実施できるような案にはまとまっていないと。そういう状況で今もそういう整備計画とかを策定中という話では聞いております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） それでは、具体的にお話ししますけれども、白老の河川は山間部から平地までの距離が近くて降雨時の到達時間が非常に短いのが特徴だということで、若干降雨水量も減っていますけれども、経験のない雨量が降れば、前の被害があったような状況も発生されると思います。今ここでは上流部から云々という話がありましたけど、この白老川中流部周辺では、具体的に言いますけれども、町営のヨコシベツ牧場の側面が増水のたびに大きく削られて樹木や土地が流されております。さらにその近くの牧場も増水等によって時たま危険な状況にあるということも私は聞いております。さらに川を見ると、河床も河道も洗掘されて高低差が激しくなって益々流れが急流化して、非常にその部分では暴れ川みたくなっているのです。当然、支流の河川にも影響されています。これは特に白老川では増水した水が兩岸を激しく削り取っています。それでご承知のとおり、被害が発生して災害として2年続けて護岸工事をしているようであります。このように中流部以上では被害が拡大してきているのです。余り目に見えませんが。そういうことから、河川の整備、改修が急がれますけれども、このような状況は、ご答弁にもありましたけど、道の職員は現場に入って承知されているのかどうか。当然、町も同行されると思いますけれども、その辺については認識されて、ある程度のことを協議されているのかどうか。その辺だけ伺います。

○議長（山本浩平君） 岩崎建設課長。

○建設課長（岩崎 勉君） この頃、河道の洗掘とか両サイドを洗掘されているということはうちのほうもある程度確認しております。言ったとおり、毛白老川で単債の改修を2年やらせていただいたのですけれども、それについてもやはり本川の河道が大分下がってきているのも影響されているのではないかということは感じております。今その川を管理しているのが登別出張所なのですけれども、そこの担当とは現地で立会しながら、いろいろと今後の対策について協議しております。ただ、洗掘の関係につきましても、今あるダムの中止のための河川改修とは別の事業として位置づけていかなければならないのかと。その辺でまた予算も今北海道としても検討していただいていると。必要とすれば、河道の洗掘を抑えるために床固め工とかそういうものをしていただければというふうなことでは、町として、原課としても要求はしております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。



[13番 前田博之君登壇]

○13番(前田博之君) それで、今申し上げたように、この地域の住民とか、ヨコシベツ牧場している農家の方々からも河川改修を望む声があるのです。私とすれば、技術的なことは別として、当面の対策として堰堤を設置するなどして勾配を緩やかにするなど河川改修をしてほしいと言っている方もいらっしゃいますし、私もそう思っています。当然、この際はサケなどの遡上を阻害しないように魚道の整備はもちろん流域の河川環境の影響を考慮すべきだという声も聞いております。そこで、今申し上げたことについては、町として、地元の声として、道のほうと協議していただける案件になるのかお聞きします。

○議長(山本浩平君) 岩崎建設課長。

○建設課長(岩崎 勉君) 今議員が質問されたことについては、現状の中では町として白老川河川改修の要望としてこれからも陳情していきたいと思っています。これについては毎年そういう形での河川要望とか聞き取り調査もありますので、その中でも川の整備については強く要望していきたいというふうに考えております。

○議長(山本浩平君) 13番、前田博之議員。

[13番 前田博之君登壇]

○13番(前田博之君) 実質的には白老川の河川改修事業はされていないのです。頓挫という言葉がいいかどうかわかりませんが、頓挫されています。そこで、これまでも申し上げましたように、超豪雨地帯の森野地区にまたがる白老川は、いつ何どき大規模な洪水被害をもたらすか予測することは不可能なのです。そこで、地域住民が安心して暮らせる環境を万全に期するためにも白老川の治水対策を早急に講ずるべきだと私は思います。今の答弁でありましたけれども、北海道も改めて調査して国へ要望するということになっておりました。ぜひ、これを早期に着工してもらうためにも、私たち議会はもちろん、町内の経済界、建設業界、さらに地元の国会議員、道議会の方々にも協力を得ながら、早期着工の実現を働きかけるべきだと思います。このことは、着工することによって地域の経済にも寄与が期待できます。そういうことで、ぜひ、町長もこの白老川の河川改修、政治的に働きかけて一日でも早い実現をしていただきたいとこう思いますけれども、町長の考えを伺って質問を終わりたいと思います。

○議長(山本浩平君) 戸田町長。

○町長(戸田安彦君) 今議員おっしゃるとおりでございます。北海道と情報共有、協議をしながら、早期の改善に向けていきたいというふうに思っております。ここに白老町だけではなく、白老町内外にもあわせていろいろな団体や町民の方々の暮らし等々もありますので、しっかりと協議を進めていきたいと思っております。

○議長(山本浩平君) 以上をもちまして、13番、前田博之議員の一般質問を終了いたします。ここで暫時休憩をいたします。